

○ 「鳥取大学大学院農学研究科及び鳥取大学大学院連合農学研究科の教育・研究に対する連携・協力に関する協定」の有効期限等に関する覚書

国立大学法人鳥取大学（以下「甲」という。）と財団法人日本きのこセンター（以下「乙」という。）は、平成11年3月30日付けで締結した「鳥取大学大学院農学研究科及び鳥取大学大学院連合農学研究科の教育・研究に対する連携・協力に関する協定書」（以下「原協定」という。）について、次のとおり覚書を取り交わすものとする。

1. 原協定の有効期限は、平成21年3月31日までとする。ただし、原協定「7.（研究成果の公表）」及び「8.（財産権の帰属）」の各規程は、原協定失効後も、なおその効力を有する。
2. 原協定に基づき取り交わされた平成11年3月30日付け「鳥取大学大学院農学研究科の教育及び研究への協力に関する覚書」及び平成11年3月30日付け「鳥取大学大学院連合農学研究科の教育及び研究への協力に関する覚書」は、原協定の失効に伴い、その効力を失うものとする。
3. 甲及び乙は、原協定の失効に伴い疑義が生じたときは、双方誠意をもって解決するものとする。

この覚書は、2通作成し、甲と乙で各1通を所持するものとする。

平成21年3月30日

(甲) 鳥取市湖山町南4丁目101番地

国立大学法人鳥取大学

学 長 能 勢 隆 之 印

(乙) 鳥取市富安2丁目96番地

財団法人 日本きのこセンター

理 事 長 常 田 禮 孝 印